

# 「社会的ひきこもり」問題に科学の光を

藤本文朗

この問題をマスコミが取り上げない日はないほど、「ひきこもり」は社会問題になっている。その要因は4つある。2019年公表の内閣府調査によると、全国で「ひきこもり」の状態にある15～64歳の人口を合わせると100万人を超える。これは全人口の1%に近い数字である。さらに2040年には、ひきこもりは1000万人を超えると斎藤環は試算した（「言葉の玉手箱」参照）。

2つ目に世界的に権威のあるOxford English DictionaryにもKAROSHI, PACHINKO, KARAOKEと並んでHIKIKOMORIが掲載され、ひきこもりは今や世界的に認知された日本発の社会問題となっていることである。

3つ目に、政府はその対応に正面から向き合わないことである。「子ども・若者支援対策法」なども多少ひきこもりに触れているが、この問題に直接かわる法律がなく、対策の予算はほとんど計上されていない。

4つ目に、ひきこもる人たちの背景、実態が多様であることである。統合失調症など精神科医の対応が必要なケースは「社会的ひきこもり」と言われている。私は、リストカットや自傷問題、暴力、8050問題などの問題につながっているケースもみてきた。支援をする私たちは、「ひきこもっていても元気に生きる」ことを保障したいと考えている。支援の結果、就労に結び付くケースは数%と実感している。

本誌では2016年6月号にこの問題について初めての特集が企画された。関連して2020年11月号に特集「高齢者の社会的孤立と生涯発達」の中で社会的ひきこもりについて取り上げ

た。2021年のひきこもり問題をテーマとしたJSA京都支部市民講座も経て、京都や大阪にたくさんつながりが生まれ、今回の特集に結実した。

本特集は、4論文と4コラムで構成され、ひきこもり当事者、登校拒否・不登校経験者、家族、学校教員、相談支援者がそれぞれの立場から論じている。さらにスウェーデンからも寄稿いただいた。

ひきこもり問題は、社会問題になって20年余りである。法整備の確立に100年かかった障害児教育の義務制（1979年）に私は全国障害者問題研究会の仲間とともに取り組んだ（拙著『障害児教育の義務制に関する教育臨床的研究』（多賀出版、1996））。どんな障害の重い子どもも就学し、学習する権利の保障が実現された。その過程で、彼らの生活の中での発達を保障するための理論と実践が積み上げられ、政策が整備されていった。

この時の理念であった「学校に子どもを合わせさせるのではなく、子どもに合う学校をつくる」に学べば、ひきこもり問題の解決も展望できる。当事者、家族から学校教員、研究者が共に学び、国民の理解を広げ、取り組むしかない。このことがようやく始まった。この取り組みが根付けば、ひきこもり人口増大がもたらす社会的困難を食い止めることができる。道は遠いが、粘り強い取り組みが求められている。実践活動を通じてこそ、国や地方自治体の制度が整備されてゆくのである。

（ふじもと・ぶんろう：京都支部、  
障害児実践研究）